

# 生活の知恵

## 点検商法にご用心！

問 市民協働部生活環境課(庁舎1階) 担当:石田幹治 ☎43-0502

【説明】  
このように、無料や安価で『点検』をすると言つて、家庭を訪問し、『危険な状態』『修理が必要』『老朽化している』などと、工事や修理の必要がない状態であつても、事実とは異なる説明をして不安をあおり、商品やサービスを販売する商法を『点検商法』といいます。  
また、訪問販売は契約書を受け取った日から8日間は『クリーニング・オフ』ができます。材料の発注をされても、クリーニング・オフ期間内であれば違約金などを払う必要はありません。支払い済みのものについても返金してもらえます。

### ご活用ください！出前講座

生活環境課では、くらしの安全・安心推進員による出前講座を行っています。振り込め詐欺やワンクリック詐欺、オレオレ詐欺など、様々な消費者トラブルについても、出前講座を希望の方は、開講希望日の3週間前までに生活環境課に、お気軽にご相談ください。

【場所】 小野市でも相談受付  
【日時】 年末年始と祝日を除く平日の8時30分～17時15分  
【場所】 加東市消費生活センター(庁舎1階・市民協働部生活環境課内)  
【電話】 0794-03-1686

### 説明

【事例】  
業者が「この地域を中心に、無料で屋根のといや瓦を点検しているのですが、点検しましょうか。」とAさん宅に訪問してきた。Aさんは無料で点検が受けられるため、申し込んだ。作業を終えた後、業者が撮影した瓦の画像を見せられ、「かなりひどい。のままでは雨漏りするかもしれない。すぐに工事をしたほうがいい。」と言われた。迷つていると「たまたま今日この地域に来ているので、今までないと契約が出来ない。」とせかされ、高額な工事を契約してしまった。

### 点検商法

### このようなトラブルを防ぐために、次のことに気を付けましょう。

- ①「点検」と言って訪問されても、安易な依頼は避けましょう。
- ②「修理が必要」などの説明が事実でない場合もあります。決してその場では契約せず、相手の言うことが事実なのか、本当に工事や修理が必要かどうかなどを、家族や周囲の人と相談しましょう。
- ③工事を依頼する際には、複数の業者から見積りを取ります。
- ④訪問販売は、契約書を受け取った日から8日間は『クリーニング・オフ』ができます。クリーニング・オフとは、訪問販売や電話によるセールスで、思わず契約してしまった場合でも、一定の期間内であれば、無条件で解約することができます。たとえ、材料の発注をされていても、クリーニング・オフ期間内であれば違約金などを払う必要はありません。支払い済みのものについても返金してもらえます。
- ⑤断りきれずに契約をしてしまった場合や、何か不安なことがあれば、下記に相談しましょう。

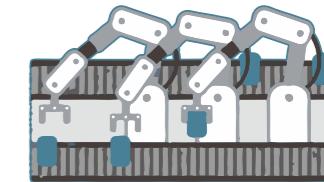
### 消費生活相談

加東市消費生活センターでは、契約のトラブルやクリーニング・オフ、借金相談などの消費生活に関する相談をお聞きしています。困ったな、おかしいな、と思つたら、一人で悩まずに、消費生活センターにご相談ください。相談は無料で、秘密は厳守します。

## 中小企業の設備投資を応援します！ (生産性向上特別措置法による支援)

革新的な技術やサービスの開発を促し、産業競争力の強化を目指すことを目的とした『生産性向上特別措置法』が平成30年6月に施行されました。

加東市では、この法律に基づき、中小企業の生産性向上のための設備投資への支援措置として、償却資産に係る固定資産税の特例措置を実施するために、導入促進基本計画の策定を進めています。



特例措置の内容 新規取得の償却資産に係る固定資産税を課税初年度から、3年間ゼロとします。

対象者 先端設備等導入計画の認定を受けた中小事業者等(大企業の子会社を除く)  
※中小事業者等…資本金1億円以下の法人、または従業員1,000人以下の個人事業主

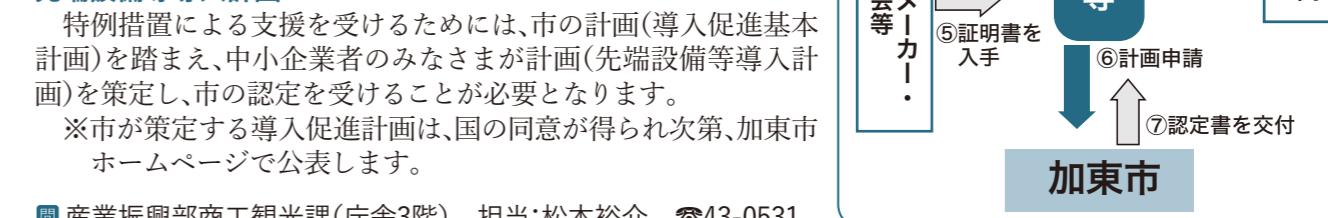
対象設備 生産、販売活動等に直接使用されるものであって、生産性向上に資する指標(生産効率、エネルギー効率、精度など)が旧モデル比で年平均1%以上向上する以下の設備  
※中古資産を除く

### 対象設備の種類 (最低取得価格／販売開始時期)

- ・機械装置(160万円以上／10年以内)
  - ・測定工具、および検査工具(30万円以上／5年以内)
  - ・器具備品(30万円以上／6年以内)
  - ・建物附属設備(60万円以上／14年以内)
- ※償却資産として課税されるものに限ります。

※計画の認定を受けた日から2021年3月31日までの間に取得されたものに限ります。

### 申請から認定までの流れ



### 先端設備等導入計画

特例措置による支援を受けるためには、市の計画(導入促進基本計画)を踏まえ、中小企業者のみなさまが計画(先端設備等導入計画)を策定し、市の認定を受ける必要があります。

※市が策定する導入促進計画は、国の同意が得られ次第、加東市ホームページで公表します。

問 産業振興部商工観光課(庁舎3階) 担当:松本裕介 ☎43-0531

## 兵庫県は平成30年7月12日に県政150周年を迎えます

歴史や文化、気候風土が異なる五国(摂津・播磨・但馬・丹波・淡路)がそれぞれの個性を発揮し、連携しながら150年の歩みを積み上げてきた兵庫県。平成30年に150周年の節目の年を迎えるにあたり、県民一人ひとりが、これまで積み上げてきた歴史や先人の偉業を振り返るとともに、本格化する人口減少・超高齢社会の中で、どのように地域のポテンシャルを引き出し、地域の持続可能性(伝統や産業など、地域の個性を活かし、その地域らしさを自ら維持しようとする力)を維持していくかといった新たな課題を共有し、参画と協働により兵庫の未来を考えるため『県政150周年記念事業』が実施されます。

### 県政150周年記念事業の基本方針

記念事業実施期間 平成31年3月31日まで

### 兵庫の未来を創る～創造と共生の舞台・兵庫の実現を目指して～

#### 五国の魅力を磨く

- ・150周年の歩みの振り返り
- ・歴史遺産、偉人を後世に繋ぐ取り組み
- ・地域の魅力の再発見
- ・兵庫の先進性を再発見する取り組み
- ・地域の個性を活かす新たな拠点づくり

#### 交流の輪を広げる

- ・地域内交流の拡大と充実
- ・五国間交流の活性化による相互理解、一体感の醸成
- ・兵庫の魅力の県外への発信
- ・世界との交流拡大



問 兵庫県企画県民部地域創生局県政150周年記念事業課 ☎078-362-4263